

証券コード 6314

平成27年6月11日

株 主 各 位

大分県大分市東大道2丁目5番60号
株式会社 石井工作研究所
代表取締役社長 石井 仁海

第37期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第37期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大分県大分市東大道二丁目5番60号
株式会社 石井工作研究所 本社ビル8階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第37期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告
及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役4名選任の件
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知は当社ホームページ（<http://www.i-kk.co.jp>）にも掲載しております。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第18条の定めに基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、報告事項に関する添付書類には記載しておりません。したがって、本添付書類は会計監査人及び監査役が監査した書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、デフレからの脱却を目指した各種政策や日本銀行の量的・質的金融緩和策により円安や株高を通じて家計・企業の景況感が改善していくなかで、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響が和らぎ、全体としては、持ち直しに転じているものの回復ペースは緩やかであります。

半導体業界では、為替水準が円安に進んだこともあり、設備投資が緩やかに持ち直していますが、競合企業とのコスト競争などにより厳しい事業環境となりました。

このような経済状況のもとで、当社は半導体関連製造装置に加え車載用製造装置の受注に注力しました。また、購入品や材料等の仕入価格低減や販売費及び一般管理費の削減に努めましたが、納期遅れの新規案件が多く、また長期滞留在庫の評価減を行ったことにより原価が増加した結果、業績は極めて厳しい収益状況となりました。

この結果、当事業年度の売上高は32億3千4百万円（前事業年度比4.7%増）、営業損失は4億6千6百万円（前事業年度は4千2百万円の営業損失）、経常損失は4億3千7百万円（前事業年度は1千3百万円の経常損失）、当期純損失は5億2千8百万円（前事業年度は1億円の当期純利益）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

半導体関連事業は車載用製造装置を中心に受注の回復がみられ、全売上高の95%を占める半導体関連事業の売上高は、前事業年度比では7.8%増加し、30億7千5百万円となりました。

不動産・建築関連事業の売上高は太陽光発電装置を中心に1億5千9百万円（前事業年度比△32.5%）となりました。

(セグメント別売上高)

(単位：百万円)

セグメントの名称	第36期 平成26年3月期	第37期 (当事業年度) 平成27年3月期	前事業年度比
半 導 体 関 連 事 業	2,853	3,075	107.8 %
不 動 産 ・ 建 築 関 連 事 業	236	159	67.5
合 計	3,089	3,234	104.7

② 設備投資の状況

当事業年度中においては、特記すべき設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中においては、平成26年9月に金融機関より425百万円借入、そして平成26年5月に逝去されました故代表取締役石井見敏氏の退職慰労金に当てました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第34期 (平成24年3月期)	第35期 (平成25年3月期)	第36期 (平成26年3月期)	第37期 (当事業年度) (平成27年3月期)
売 上 高 (千円)	2,352,886	2,350,192	3,089,711	3,234,302
経 常 利 益 (△印は損失) (千円)	△389,023	△318,487	△13,076	△437,032
当 期 純 利 益 (△印は損失) (千円)	△363,460	△394,935	100,166	△528,467
1株当たり当期純利益 (△印は損失)	△46円76銭	△50円81銭	12円89銭	△67円99銭
総 資 産 (千円)	6,591,792	6,215,002	6,608,803	5,688,672
純 資 産 (千円)	5,409,524	5,023,868	5,124,546	4,535,648
1株当たり 純 資 産 額	695円94銭	646円35銭	659円34銭	583円58銭

(3) 対処すべき課題

当社は、営業損益につきましては前事業年度まで6期連続で営業損失を計上し、営業キャッシュ・フローにつきましては前事業年度まで3期連続でマイナスを計上しており、当事業年度においても業績と計画が大幅に乖離したことから、営業損失は4億6千6百万円、営業キャッシュ・フローは5億3千7百万円の支出となっております。当該状況により、将来にわたって事業活動を継続することの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、以下の施策及び財政面の状況から継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

- ①顧客の新規設備投資、更新需要増加対応による売上高の増加
- ②事業構造改革によるコストダウン
- ③原価管理の徹底による利益の確保
- ④出図・加工・出荷のスケジュール管理を徹底した納期厳守
- ⑤本社工場から大分曲工場への集約化による固定費削減
- ⑥遊休資産の活用による固定費削減
- ⑦機構・部品の標準化・規格化の推進

また、原価管理を徹底するために、工程管理機能をこれまで以上に強化し、設計・製造工程での予算管理を徹底してまいります。営業面では、受注段階で仕様を固め、仕様変更が起きないようにするとともに利益率の高いリピート品の受注増加に力を入れてまいります。

上記施策を実施することにより、営業損益及び営業キャッシュフローの黒字化を図ってまいります。

財政面に関しましては、当会計年度末時点での借入金残高が349百万円あるものの、現預金残高が693百万円あります。投資有価証券346百万円は全て、貸借対照表計上額が取得原価を超えており、保有目的についてはその他有価証券に分類され、株式持ち合い等の目的によるものではなく、直ちに売買・換金を行うことに制約を伴うものではないため、資金繰りに充当することも可能と考えております。また、平成27年5月14日に売買契約を締結した遊休不動産が60百万円及びその他の遊休不動産も時価にして388百万円ありますので、財政面に支障はないと考えております。更に、取引金融機関に対して継続的な支援が得られるような良好な関係を築き、今後とも資金調達や資金繰りの安定化に努めてまいります。

社外取締役を置くことが相当でない理由

当社の社外監査役は、代表取締役の業務執行の監視だけでなく、社内取締役の業務執行と相互監督機能を監視するというダブルチェックを発揮しており、当社の取締役会では、意思決定の妥当性・適正性を確保するための重要な助言・提言を行っております。社外取締役の適任者を見つけにくい現状で、社外取締役を置くよりも当社の企業価値向上にとって望ましいと考えています。

(4) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

セグメントの名称	主要営業品目
半 導 体 関 連 事 業	半導体製造装置・液晶関連装置・金型の設計製作、精密加工部品、プラスチック成形加工品の製作、プレス加工品、電装装置の設計製作
不 動 産 ・ 建 築 関 連 事 業	不動産事業、ホームエレベータの設計製作、太陽光発電装置の施工・販売

(5) 主要な営業所及び工場 (平成27年3月31日現在)

- ①本 社 大分県大分市東大道二丁目5番60号
- ②営業所
- 東京営業所 東京都港区
熊本営業所 熊本県熊本市
- ③工 場
- 大分曲工場 大分県大分市
杵築工場 大分県杵築市

(6) 従業員の状況 (平成27年3月31日現在)

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
242 (15) 名	3名減 (増減なし)	42.8歳	20.3年

(注) パート及び嘱託社員は () 内に年間平均人数を外数で記載しております。

(7) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株式会社大分銀行	349百万円

(8) その他の企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年5月13日開催の取締役会において、大分羽田工場を譲渡することを決議し、平成27年5月14日付で売買契約を締結いたしました。

なお、詳細は計算書類の個別注記表の「重要な後発事象に関する注記」に記載のとおりであります。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 7,800,000株（自己株式27,870株を含む）
- (3) 株主数 2,961名
- (4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
モバイルクリエイト株式会社	2,550千株	32.80%
石井工作研究所従業員持株会	911	11.73
石井見紀	453	5.83
松井証券株式会社	208	2.68
石井光明	149	1.92
石井仁海	139	1.79
株式会社大分銀行	124	1.60
日本証券金融株式会社	91	1.17
松浦兼昭	61	0.78
石井貞憲	60	0.78

（注）持株比率は、自己株式（27,870株）を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状 況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	石 井 仁 海		
取 締 役	石 井 光 明		
取 締 役	重 松 秀 信	技 術 部 長	
取 締 役	時 枝 典 生	総 務 経 理 部 長	
監 査 役 (常勤)	衛 藤 良 一		
監 査 役	姫 野 昭 雄		姫野税理士事務所所長
監 査 役	伊 東 徳		

- (注) 1. 監査役姫野昭雄氏及び監査役伊東徳氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であり、監査役姫野昭雄氏は東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ておりません。
2. 監査役姫野昭雄氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 石井見敏氏は平成26年5月13日に逝去し、同日付で代表取締役社長を退任いたしました。
4. 平成26年6月26日開催の第36期定時株主総会終結の時をもって、取締役総務経理部長辻野治弘氏及び取締役営業本部長吉田彰憲氏は、辞任により退任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役	名 7	千円 45,724
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	10,500 (1,919)
合 計	11	49,724

- (注) 1. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金繰入額(取締役 5,770千円、監査役729千円)を含めております。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役5名の使用人分給与相当額13,051千円は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、平成8年6月20日開催の第18期定時株主総会において年額150百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成8年6月20日開催の第18期定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な就職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役姫野昭雄氏の兼職先である姫野税理士事務所と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会			監査役会		
	開催回数	出席回数	出席率	開催回数	出席回数	出席率
監査役 姫野昭雄	14回	11回	78.6%	12回	12回	100.0%
監査役 伊東徳	12	11	91.2	7	7	100.0

・取締役会における発言状況

監査役姫野昭雄氏は、税理士としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役伊東徳氏は、人材育成の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

・監査役会における発言状況

監査役姫野昭雄氏及び伊東徳氏は、それぞれ独立の立場で且つ、専門的な見地より監査意見を形成し、議案の審議において、誠実で適切な発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役姫野昭雄氏及び伊東徳氏ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 三優監査法人

(2) 報酬等の額

- | | |
|--------------------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 16,200千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,200千円 |

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、監査契約の履行に伴い生じた当社の損失について、監査法人に故意または重大な過失があった場合を除き、会計監査人としての在職中の職務執行の対価としての財産上の利益の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じて得た額を損害賠償責任の限度としております。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、保存年限に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社の業務執行に係るリスクの把握と管理及び個々のリスクについての管理責任者についての体制を整えることとする。
- ② リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項をはじめ、取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、その審議を経て執行決定を行なうものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めることとする。

(4) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 法令遵守（コンプライアンス）体制の基礎として、創業理念、行動理念、経営方針をもとに法令遵守基本規程を定める。
社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制体制の構築・維持・向上を推進するとともに、法令遵守体制の整備及び維持を図ることとする。必要に応じて各担当部署にて、規制・基準の策定、研修の実施を行なうものとする。
- ② 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査を担当する部署を置き、法令遵守の統括部署とする。
- ③ 取締役は当社における重大な法令違反その他法令遵守に関する重要な事実を発見した場合には遅滞なく取締役会、監査役会及び担当部署に報告するものとする。

- ④法令違反その他の法令遵守に関する事実についての社内報告体制として、社外の弁護士、第三者機関等を直接の情報受領者とする社内通報体制を整備・運用することとする。
- ⑤監査役は当社の法令遵守体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(5) 監査役による監査の適正性を確保するための体制

- ①監査役がその職務を補助すべき使用人を必要とする場合は、社長が当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。監査役補助者の評価は監査役が行ない、監査役補助者の任命、解任、人事異動等については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立を確保するものとする。
- ②監査役補助者は業務の執行にかかる役職を兼務しないこととする。
- ③取締役は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供することとする。
- ④監査役は、社長と情報交換を行ない、また内部監査部門との連携をはかり、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行をはかることとする。
- ⑤監査役は、会計監査人に対して会計監査の結果等について随時説明及び報告を行なわせるとともに定期的に情報交換を実施することとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ①取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項及び時期について定めることとし、取締役及び使用人は当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。
- ②社内通報体制の適切な運用を維持することにより、法令違反その他の法令遵守上の問題について監査役への適切な報告体制を確保することとする。

(7) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ①当社は、反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を堅持することとする。
- ②反社会的勢力からの接触を受けた時は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処することとする。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,721,701	流動負債	1,003,305
現金及び預金	693,637	支払手形	107,661
受取手形	931	電子記録債務	175,302
電子記録債権	8,035	買掛金	129,786
売掛金	1,300,142	短期借入金	349,000
商品及び製品	138,844	リース債務	19,530
仕掛品	458,105	未払金	31,700
原材料及び貯蔵品	126,089	未払法人税等	4,349
前払費用	4,308	未払消費税等	36,923
その他	26,495	未払費用	35,174
貸倒引当金	△34,889	前受金	45,684
固定資産	2,966,971	預り金	12,802
有形固定資産	2,472,945	賞与引当金	52,000
建物	616,427	製品保証引当金	3,390
構築物	15,675	固定負債	149,719
機械及び装置	20,198	リース債務	61,888
車両運搬具	1,774	繰延税金負債	71,431
工具、器具及び備品	8,178	役員退職慰労引当金	16,399
土地	1,736,917	負債合計	1,153,024
リース資産	73,772	純資産の部	
無形固定資産	17,101	株主資本	4,465,352
ソフトウェア	10,197	資本金	1,186,300
リース資産	5,111	資本剰余金	2,757,259
その他	1,792	資本準備金	2,757,259
投資その他の資産	476,924	利益剰余金	533,418
投資有価証券	346,212	利益準備金	296,575
前払年金費用	122,197	その他利益剰余金	236,843
破産更生債権等	26,548	別途積立金	650,000
その他	8,514	繰越利益剰余金	△413,156
貸倒引当金	△26,548	自己株式	△11,624
資産合計	5,688,672	評価・換算差額等	70,295
		その他有価証券評価差額金	70,295
		純資産合計	4,535,648
		負債純資産合計	5,688,672

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成26年4月1日から）
（平成27年3月31日まで）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		3,234,302
売 上 原 価		3,245,829
売 上 総 損 失		11,526
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		455,461
営 業 損 失		466,988
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	429	
有 価 証 券 利 息	30	
受 取 配 当 金	8,531	
為 替 差 益	12,324	
補 助 金 収 入	5,961	
保 険 代 理 店 手 数 料	1,602	
雑 収 入	5,692	34,572
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,475	
減 価 償 却 費	134	
そ の 他	6	4,616
経 常 損 失		437,032
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	30,302	
受 取 保 険 金	5,000	35,302
特 別 損 失		
減 損 損 失	75,239	
固 定 資 産 除 却 損	521	
社 葬 関 連 費 用	9,243	85,005
税 引 前 当 期 純 損 失		486,735
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	5,118	
法 人 税 等 調 整 額	36,613	41,732
当 期 純 損 失		528,467

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計	自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計		利 益 準 備 金	別 途 積 立 金			
当 期 首 残 高	1,186,300	2,757,259	2,757,259	296,575	650,000	188,524	1,135,099	△11,594	5,067,064
会計方針の変更による累積的影響額						△26,579	△26,579		△26,579
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,186,300	2,757,259	2,757,259	296,575	650,000	161,944	1,108,519	△11,594	5,040,484
当 期 変 動 額									
剰余金の配当						△46,633	△46,633		△46,633
当 期 純 損 失						△528,467	△528,467		△528,467
自己株式の取得								△30	△30
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△575,100	△575,100	△30	△575,131
当 期 末 残 高	1,186,300	2,757,259	2,757,259	296,575	650,000	△413,156	533,418	△11,624	4,465,352

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	57,482	57,482	5,124,546
会計方針の変更による累積的影響額			△26,579
会計方針の変更を反映した当期首残高	57,482	57,482	5,097,966
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△46,633
当 期 純 損 失			△528,467
自己株式の取得			△30
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	12,812	12,812	12,812
当 期 変 動 額 合 計	12,812	12,812	△562,318
当 期 末 残 高	70,295	70,295	4,535,648

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月13日

株式会社 石井工作研究所

取締役会 御中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 吉 川 秀 嗣 ⑩
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 大 神 匡 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社石井工作研究所の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度の期首より「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）を適用している。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月19日

株式会社 石井工作研究所 監査役会

監査役（常勤） 衛藤良一 ㊟

監査役 姫野昭雄 ㊟

監査役 伊東 徳 ㊟

(注) 監査役姫野昭雄氏、伊東 徳氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと認識し、安定的な配当を行なうことを基本方針としております。

当期は、前期に引き続いて厳しい経営環境にありましたが、今後の事業展開等を勘案し、また、株主の皆様への利益還元の意義を重く認識し、次のとおりといたしたいと存じます。

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき2.5円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は19,430,325円となります。

③剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

当期の繰越利益剰余金の折損補填や次期における配当金支払い等に充当するため、次のとおり別途積立金の一部を取り崩したいと存じます。

①減少する剰余金の項目とその額

別途積立金	500,000,000円
-------	--------------

②増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	500,000,000円
---------	--------------

第2号議案 取締役4名選任の件

選任理由

取締役石井仁海氏及び取締役石井光明氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、経営体制強化のため取締役4名選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
1	さとう かず ひこ 佐藤 一彦 (昭和22年12月1日生)	昭和46年4月 株式会社大分銀行に入行 平成14年7月 大銀アカウンティングサー ビス株式会社 取締役統括 部長に就任 平成21年6月 同社 代表取締役社長に就 任 平成23年11月 モバイルクリエイト株式会 社に入社 管理部長に就任 平成24年1月 同社 取締役管理部長に就 任(現任) 平成25年7月 株式会社M. R. L 取締 役に就任(現任) 現在に至る	— 株
2	なかの まさ いち 中野 雅一 (昭和21年8月9日生)	昭和54年9月 株式会社石井工作研究所に 入社 平成19年5月 株式会社日出ハイテックに 入社 平成21年2月 モバイルクリエイト株式会 社に入社 相談役に就任 平成21年6月 同社 システム開発部長に 就任 平成21年8月 同社 取締役システム開発 部長に就任 平成23年6月 同社 取締役管理技術部長 に就任 平成26年9月 同社 参与に就任(現任) 現在に至る	— 株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
3	きべかずひさ 岐部和久 (昭和46年10月21日生)	平成19年2月 株式会社さとうベネックに入社 経理部長に就任 平成21年7月 同社 管理部長に就任 平成24年11月 モバイルクリエイト株式会社に入社 経理課長に就任 平成25年7月 同社 経営企画課長兼経理課長に就任(現任) 平成25年11月 沖縄ICカード株式会社 監査役に就任(現任) 平成26年10月 東京モバイルクリエイト株式会社(現株式会社トラ ン) 代表取締役 平成26年12月 同社 取締役に就任(現任) 現在に至る	— 株
4	むらいゆうじ 村井雄司 (昭和39年7月15日生)	平成14年12月 モバイルクリエイト株式会社 代表取締役社長に就任 (現任) 平成22年6月 株式会社M. R. L 代表 取締役社長に就任 平成25年11月 フューチャーイノベーション株式会社 代表取締役社 長に就任(現任) 現在に至る	— 株

(注) 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

社外取締役を置くことが相当でない理由

当社の社外監査役は、代表取締役の業務執行の監視だけでなく、社内取締役の業務執行と相互監督機能を監視するというダブルチェックを発揮しており、当社の取締役会では、意思決定の妥当性・適正性を確保するための重要な助言・提言を行っております。社外取締役の適任者を見つけにくい現状で、社外取締役を置くよりも当社の企業価値向上にとって望ましいと考えています。

第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって辞任により退任いたします取締役石井仁海氏及び取締役石井光明氏に対し退職慰労金を、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準による相当額の範囲内において贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりです。

氏 名				略 歴	
いし 石	い 井	さと 仁	み 海	平成26年6月	当社取締役 現在に至る
いし 石	い 井	みつ 光	あき 明	平成24年6月	当社取締役 現在に至る

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, spaced evenly down the page.

メ モ

A series of horizontal dashed lines spaced evenly down the page, providing a guide for handwriting practice.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

株式会社 石井工作研究所

本社ビル 8階ホール

〒870-0823 大分県大分市東大道2丁目5番60号

TEL 097 (544) 1001



(交通のご案内)

JR大分駅上野の森口より徒歩で8分かかります。

JR大分駅構内の通行ができますので、府内中央口からのタクシーの送迎は中止いたしております。何卒ご了承ください。

駐車場は準備しておりますが、大分駅南土地区画整理事業の進捗に伴い、道路の位置変更等が行なわれておりますのでご注意ください。